

立命館大学学友会所属団体規程

目次

- 第一章 総則（第一条～第六条）
- 第二章 区分（第七条～第十条）
- 第三章 所属（第十一条～第十二条）
- 第四章 継続（第十三条～第十四条）
- 第五章 昇降格・登録抹消（第十五条～第十七条）
- 第六章 遵守事項（第十七条～第二十条）
- 第七章 補則（第二十一条～第二十二条）

第一章 総則

(目的)

第一条 本規程は、立命館大学学友会（以下、本会）に所属する課外自主活動団体（以下、所属団体）の権利、義務を定めるものである。

(適用範囲)

第二条 本規程は、所属団体の運営について適用する。

(個人情報保護)

第三条 所属団体の個人情報の取り扱いについては、『立命館大学学友会個人情報保護に関する規程』を遵守する。

(活動の支援)

第四条 所属団体は一定の支援を受けることができる。支援内容については別途定める。

2 大学からの支援については立命館大学学生部と協議のうえ決定する。

(構成員)

第五条 所属団体の構成員は、その過半数が立命館大学の正規課程学部生でなければならない。

(役員)

第六条 所属団体の代表者・副代表者・会計担当者の役員を各一名ずつ立命館大学の正規課程学部生の中から選出しなければならない。

2 前項に定める役員の兼任は、これを妨げる。

3 複数の所属団体における役員の兼任は、これを妨げる。

第二章 区分

(区分)

第七条 所属団体は、次の各号に掲げる4つに区分される。

- 一 公認団体
- 二 同好会
- 三 任意団体
- 四 登録団体

(機関)

第八条 所属団体の各区分に共通する権利、義務を所管するために、本会中央事務局に調査企画部を置く。

2 調査企画部については、別途これを定める。

(区分による業務の所掌)

第九条 第7条一号から三号に掲げる各区分独自の権利、義務を所管するために、次の各号に掲げる機関を充てる。

一 学術本部

二 学芸総部本部

三 体育会

2 本条に掲げる機関は、各団体の活動内容に合わせて所管業務を分掌する。

(所管の努力義務)

第十条 第8条及び第9条に掲げる各機関（以下、各機関）は、所属団体の活動発展のための支援に努める。

第三章 所属

(所属)

第十一条 本会への所属を証明する手段として「所属団体制度」を設ける。

(新規登録団体審査)

第十二条 新たに本会へ所属を希望する団体は、新規登録団体審査を受けなければならない。

2 新規登録団体審査は、調査企画部が担当する。

3 調査企画部は、審査にあたって必要な審査項目を定めることができる。

4 新規登録団体審査を通過した団体は、中央事務局長の決裁、中央委員会の承認を経て登録団体として区分される。

第四章 継続

(継続)

第十三条 所属団体として活動の継続を認める手段として、「継続制度」を設ける。

(所属団体継続審査)

第十四条 次年度も所属団体として活動の継続の意志がある場合、審査受付期間中に所属団体継続審査を受けなければならない。

2 継続審査は、各機関が担当する。

3 各機関は、審査にあたって必要な審査項目を定めることができる。

4 手続きを行わなかった所属団体は継続の意志が無いものと見なし、原則登録を抹消する。

第五章 昇降格・登録抹消

(昇降格)

第十五条 団体区分間の昇降格の要件については、各機関の定めるところによる。

(登録抹消)

第十六条 所属団体の都合により登録の抹消を希望する場合、各機関に趣意書を提出することにより、登録を抹消することができる。

2 第6章 遵守事項に重大な違反があった場合及び申請書類に虚偽報告があった場合には、各機関は中央委員会の承認をもって所属団体の登録を抹消することができる。

第六章 遵守事項

(団体の義務)

第十七条 所属団体は次の各号に掲げる義務を負う。

- 一 立命館大学学則及び諸規程を守る義務
- 二 本規程及び本会各機関が定める規程等を尊重し、各機関の決定に従う義務
- 三 明朗な会計活動を行う義務

(禁止行為)

第十八条 次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 営利を目的とした活動
- 二 学内外を問わず、一切の暴力活動
- 三 外部団体への勧誘を目的とした団体活動

(運営)

第十九条 所属団体は、次の各号に掲げることを遵守し、誠実に運営されなければならない。

- 一 団体活動が民主的に行われていること
- 二 所属団体としての責任の所在を明確にすること
- 三 一時的ではなく、継続的な活動を行うこと
- 四 定期的に学友会ホームページ・メーリングリスト・掲示板などの各機関からの連絡を確認すること
- 五 役員交代など、書類内容、報告などに変更がある場合は、速やかに各機関に報告すること

(ダミー団体)

第二十条 同一の構成員で複数の団体を結成し権利拡大を目的とする「ダミー団体」は認めない。

第七章 補則

(細則)

第二十一条 この規程を実施するにあたって必要な事柄は、別にこれを定める。

(改廃)

第二十二条 本規程の改廃は、中央委員会の承認を必要とする。

附則

(施行期日)

本規程は二〇〇八年四月二十日に公布し、即日施行する。

2015 年 4 月 10 日	一部改正
2019 年 9 月 24 日	一部改正
2022 年 9 月 26 日	全部改正
2023 年 1 月 26 日	一部改正